

# 内部通報規程

制 定 2022年1月5日  
改 定※ 2025年1月6日  
総責任者 : 代表取締役 花岡直児  
※所管責任者 : 経営戦略室 長谷川裕之

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、「ビジネス社会のルール」の違反又はそのおそれ若しくは疑いがある場合に、これに関する相談・通報への対応を適切に行なうための仕組みを定めることにより、ビジネス社会のルール違反の未然防止、早期発見及び是正を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程における定義は、次の通りとする。

- 「ビジネス社会のルール」とは、法令・規則、規格・基準及び社会の規範の総称をいう。
- 「社員等」とは、当社並びに当社の子会社に勤務する全ての者をいい、正社員、期間社員、派遣社員、アルバイト、パート等の雇用形態は問わない。

## 第2章 通報対応体制

### (責任者)

第3条 通報対応体制の整備の責任者は、コンプライアンス管掌役員とする。

(コンプライアンス管掌役員 : 取締役 佐藤文彦 )

### (通報窓口)

第4条 社員等から、相談・通報を受け付ける窓口（以下、「通報窓口」）をコンプライアンス担当部門に設置する。

〈2〉 前項のほか、通報窓口を社外にも設置することができる。

### (通報者)

第5条 通報窓口の利用者は、社員等とする。

〈2〉 前項のほか、当社において「ビジネス社会のルール」遵守を確保するうえで必要と

認められる場合は、社員等以外の者も通報窓口を利用することができる。この場合、その詳細は別途定める。

(通報対象行為)

第6条 通報窓口は、当社並びに当社の子会社の業務に関連して、「ビジネス社会のルール」及び「就業規則」に違反し、又はその疑いがある案件について通報を受け付ける。

(情報共有の範囲)

第7条 通報に関して知り得た情報は、コンプライアンス担当部門の部員及び第12条に定める調査協力者に限り、必要な範囲で共有することができる。

〈2〉 前項にかかわらず、通報者の承諾ある場合は、前項に定める者以外の者に対して、前項の情報を開示することができる。

(利益相反関係の排除)

第8条 通報対応に従事する者は、自らが関係する通報事案に関与してはならない。

### 第3章 通報への対応

(通報の方法)

第9条 通報窓口の利用方法は、電話・電子メール・FAX・書面・面会によるものとする。

(通報受付)

第10条 通報窓口は、電子メール・FAX・書面により通報がなされた場合は、通報者に対して、速やかに、通報を受領した旨を通知するものとする。ただし、通報者が明らかでない場合は、この限りでない。

(調査)

第11条 通報窓口は、通報を受け付けた後、調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討するものとする。

〈2〉 前項の検討の結果、調査が必要と判断された場合、コンプライアンス担当部門が通報に係る事実関係の調査を行うものとする。

(協力義務)

第12条 コンプライアンス担当部門長は、必要に応じ、関連部門に対して、調査への協力を求めることができる。

〈2〉 関連部門は、前項の協力を求められた場合は、これに協力しなければならない。

(調査における配慮)

第 13 条 通報対応に従事する者は、調査の実施に際し、通報の秘密を保持するため、調査の方法に十分配慮しなければならない。

(是正措置)

第 14 条 調査の結果、ビジネス社会のルールの違反が明らかになった場合は、速やかに是正措置を採るとともに、再発防止策を講じるものとする。

(社内処分)

第 15 条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合は、当該行為に関与した者に対し、「就業規則」に従って処分を課すこととする。ただし、通報者又は調査に協力した者が自ら不正行為に関与していた場合、その者に対する処分は減免することができる。

(通報者への調査結果等の通知)

第 16 条 通報窓口は、被通報者や調査に協力した者等の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通報者に対して調査結果の概要を通知するものとする。ただし、通報者が明らかでない場合は、この限りでない。

〈2〉 調査の結果、「ビジネス社会のルール」違反が認められなかった場合も、前項と同様とする。

## 第 4 章 関 係 者 の 責 務

(通報者の保護)

第 17 条 何人も、通報を行ったことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益取扱いを行なってはならない。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で通報が行われた場合はこの限りでない。

〈2〉 前項に違背して、通報者に対して不利益取扱いを行なった者がいた場合は、「就業規則」に従って処分を課すこととする。

(通報の秘密等の保持)

第 18 条 通報対応に従事する者は、正当な理由がない限り、通報者の秘密又は個人情報その他通報に関して知り得た情報を、通報対応の目的にのみ利用するものとし、これをみだりに漏らしてはならない。

〈2〉 前項に違背した者は、「就業規則」に従って処分を課すこととする。

## 第 5 章 附 則

(コンプライアンス担当部門等に関する通報)

第 19 条 コンプライアンス担当部門及びコンプライアンス担当部門員に関する通報は、社長花岡直児 が受け付けるものとする。

〈2〉 前項の場合において、社長花岡直児は適当と認める者を指定し、これに調査を行わせることができる。

(周知)

第 20 条 通報窓口は、通報処理の仕組み及びコンプライアンスの重要性について、社員等に対して十分に周知するものとする。

通報窓口は、取締役宗島信也はそれにあたる。

(改廃)

第 21 条 本規程の改廃は、コンプライアンス担当部門が起案するものとする。